

令和6年度 食品等流通調査（要旨）

根拠：食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）

第27条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査（以下「食品等流通調査」という。）を行うものとする。

令和6年度の調査について

- 主な調査項目 ① 価格転嫁 ② 物流 ③ 商慣習及びデジタル化 ④ 環境配慮
⑤ 「卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン」（生鮮取引適正化ガイドライン）のフォローアップ

■ 調査の実施方法

① アンケート調査

食品製造事業者	食品卸売事業者	小売事業者	仲卸業者	合計
207	122	73	192	594

② ヒアリング調査

農業団体 農業法人	卸売市場 関係者	食品製造 事業者	食品卸売 事業者	小売事業者	外食・給食 事業者	物流事業者	合計
9	17	22	16	16	15	10	105

令和6年度の調査結果の概要

【①価格転嫁】

- 原材料費の高騰や物流費の上昇を理由とする価格転嫁が着実に進展している様子が見られたが、労務費上昇を理由とする価格転嫁については、原材料費や物流費ほどは進捗していない状況が確認された。
- また、小売事業者等に加工食品を納品する食品製造事業者からは、「値上げするなら棚に置かないと小売から示唆された」「値上げにより取扱店舗を70%減らされた」といった適正とは言い難い事例も報告された。
- 生鮮食料品を取り扱う農業団体等や卸売市場関係者からは、「最近の経費高騰で価格交渉は聞いてもらいやすい」「量販店から値上げの声かけをされるようになった」等、取引環境の変化を示唆する声が聞かれた。

【②物流】

- パレット導入の進展や効果を評価する声が聞かれた一方、導入コストや積替作業の負担を指摘する声も聞かれた。
- トラック予約システムの導入は着実に進展、「3～4時間の荷待ちが30分未満に短縮された」との声も聞かれた。
- 物流効率化については、共同配送に加え、本年度は配送頻度の低減による積載効率向上の取組が数多く聞かれた。

【③商慣習及びデジタル化】

- 店舗納品期限については、小売事業者の2割が「全ての商品が1/2ルール」と回答する等、取組の進展も見られたものの、多くの事業者において1/2ルールの商品と1/3ルールの商品が混在しており、更なる取組の必要性が確認された。
- 納品リードタイムの延長、検品作業の簡素化、納品伝票の電子化等については、取組が着実に進展している様子が見られた。賞味期限の大括り化や日付逆転納品についても検討を進めていくべきとの声が聞かれた。
- 小売事業者の物流センターの使用料（センターフィー）については、本年度は「十分な説明を受けている」と評価する声も聞かれたが、昨年同様「用途の説明がないまま、一方的に料率を上げられた」等の適正とは言い難い事例も報告された。

【④環境配慮】

- 多くの事業者がプラスチックの使用量や廃棄量の削減に取り組む必要性は認識しているものの、代替資材への転換によるコスト上昇への懸念等により、取組が十分に進んでいるとは言い難い状況にあることが確認された。
- 食品ロスの削減に向けた「未利用食品の寄附」については、約4割の事業者から「取り組んでいる」との回答があったが、「未利用食品を有しているが寄附を行っていない」との回答も2割程度を占めた。

【⑤生鮮取引適正化ガイドラインのフォローアップ】

- 本ガイドラインを小売事業者の7割が認知していたが、仲卸業者では4割にとどまった。一方で、仲卸業者の7割が「取引が改善した」としたのに対し、小売事業者は7割が「改善が必要な取引はない」としており、認識に乖離が見られた。

<今後の課題>

- 引き続き、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた価格転嫁の取組を推進する必要。
- 一過性ではなく構造的な課題である物流問題に関係者一体となって中長期的視点をもって取り組んでいく必要。
- 引き続き、1/2ルール対象品目の拡大、センターフィーの透明性確保、納品伝票の電子化等に取り組んでいく必要。
- 資源循環への国内外の関心も踏まえ、プラスチック使用量削減、食品寄附、食品リサイクル等に取り組んでいく必要。
- 生鮮食料品等の取引における様々な課題の改善に向け、ガイドラインの一層の周知と活用に取り組んでいく必要。